

<新しいタイプの商標をご存じですか？>

(第1回／音商標、ホログラム商標、動き商標)

執筆：篠田賛治

(1) 平成26年改正商標法により、平成27年4月1日から「動き商標」「ホログラム商標」「色彩のみからなる商標」「音商標」「位置商標」についても商標登録を受けることが可能となっています。商標法の保護対象が拡大されるのは、立体商標制度が導入された平成8年改正以来であり、大変大きな法改正といえます。従来は保護されなかった商標が商標法の保護対象となりましたが、どのような制度改正があったのかについて、4回に分けて説明したいと思います。

まず、商標法の保護対象である「商標」とは、「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」(以下「標章」という。)であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの(前号に掲げるものを除く。)

と定義されています(商標法第2条1項)。下線部が、平成26年法改正で追加された部分で、「動き」「ホログラム」「位置」については、「文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩」に含まれます(商標法5条2項1号、5号)。

今回の法改正によって保護対象となった新しいタイプの商標とは、具体的にどのようなものでしょうか。

1) 音商標：テレビ、ラジオ等のCMにおいて流されるサウンドロゴ、コンピューター起動時に流される音等が該当します。CMであれば、メロディーを聴いただけでその企業又は商品が思い浮かぶものもあります。

2) ホログラム商標：視覚角度に応じて変化して視認される文字又は図形等です。身近な例としては、クレジットカード又は商品券に付されているホログラムが該当します。

3) 動き商標：テレビ、パソコン、スマートフォンの画面上で変化する文字又は図形等です。例えば、パソコンのスクリーンセイバーには、文字又は図形が経時的に変化するものがありますが、その他、テレビCMにも動物等のアニメ画像が画面上を移動するものがあります。

4) 色彩のみからなる商標：文字、図形等の構成を有しない色彩のみを構成とする商標です。従来は色彩だけでは商標として認められず、文字や図形等と色彩の組み合わせた商標でなければなりませんでした。色彩のみを構成とする商標でも登録が認められることになりました(ただし、このタイプの商標は、事前に予想されたとおり、最も商標登録されにくい商標となっています。色彩は単色でもOKなのですが、登録される可能性は極めて低いでしょう)。

5) 位置商標：文字・図形の標章を商品に記載する位置が特定される商標です(商品等の特定部分に、特定の模様又は記号等を付す)。

(2) 出願件数と登録例

特許庁が平成29年3月1日に公表した資料によりますと、平成29年2月20日の段階における新しいタイプの商標に関する出願件数と登録件数は、以下のようになっています。この時点においても、色彩のみからなる商標の登録件数はゼロであり、大変登録されにくい商標であることが伺えます。

(参考)これまでの新しいタイプの商標の出願件数と登録件数(H29.2.20 現在)

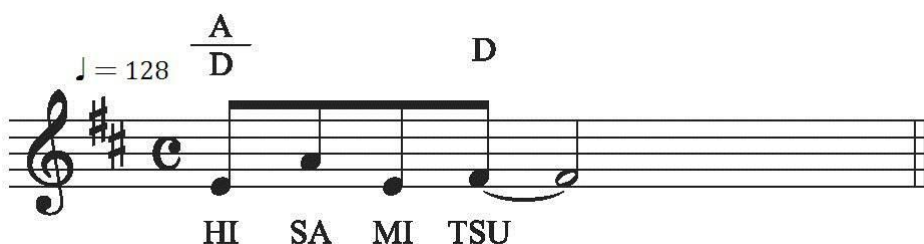
	合計	内訳				
		音	動き	位置	和ケラム	色彩
出願件数	1,494	517	123	345	17	492
登録件数	207	110	65	23	9	0

(3) 登録された商標の実例

それでは、実際に登録された商標を見てみましょう。

1) 音商標：商標登録第5804299号

【登録商標】



【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第5類 薬剤（農薬に当たるものを除く。）

【商標権者】

【氏名又は名称】久光製薬株式会社

音商標は、願書の【商標登録を受けようとする商標】欄に、文字又は五線譜等を記載します。また、商標法第5条第4項の物件として、願書にその音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付します。この登録例は、医薬品のCMの終了時に流されているメロディーとして使用されている音商標です。商標審査基準では、『本商標は、「パンパン」と2回手をたたく音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。』という記載が音商標として認められる例として記載されています。一方、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素ではないものが記載されている場合や、文字又は五線譜以外（例えば、サウンドスペクトログラム）により音が記載されている場合等には、音商標として認められないとされています。

音商標についても、通常の商標と同様に商品役務識別力を有すること、他人の先登録商標と同一又は類似していないこと、商標法4条1項各号の要件を満たすことが必要です。音商標の類似性を判断する際には、言語的要素（登録例では「HI・SA・MI・TSU（ヒ・サ・ミ・ツ）」という言葉）及び音楽的要素（登録例ではメロディー）の両方について類否判断がなされます。歌謡曲やクラシック音楽等は、自他商品識別のための商標としてではなく、BGMとして流される楽曲であるため、原則商品役務識別力がないものとして扱われるようです。

音商標の場合、他人の楽曲等の一部と同一又は類似である場合には、他人の著作権に抵触する可能性があります。そのことは審査されません（拒絶・無効理由にはなりません）。ただし、このような場合には、商標法29条により抵触する部分については、登録商標の使用が制限されることとなります。

印象的なメロディー、効果音、台詞等は、CMにおいて視聴者に強い印象を与え得るのですが、商品役務識別力の有無について、特許庁は慎重に判断しているようです。例えば、大幸薬品が出願人である商標出願2015-029809号は、一般消費者にとっては有名なメロデ

イーを音商標として出願していますが、登録すべきでないとの情報提供もあったためか、審査が長引いていました。しかし、平成29年9月26日に特許庁がこの出願について商標登録を行ったと発表しました。

【出願商標】



【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第5類 薬剤

商標登録第5804299号では、言語的要素及び音楽的要素の両方とも、出願人の創作したものです。商標出願2015-029809号では旧日本陸海軍の「信号ラッパ・食事（昭和期）」そのもの（正露丸のCMで流れているラッパのメロディー。音楽的要素のみが構成。）が商標として出願されています。ネット上では、「創作者の死後50年以内なので著作権が問題なのだろう」という記事を見かけたことがあります。それは間違いです（他人の著作権との抵触は、拒絶理由ではありません）。旧日本陸海軍で長年使用された信号ラッパであって国民にも広く知られたメロディーであるため、歌謡曲やクラシック音楽と同様にBGMとして捉えることもできます（少なくとも旧日本陸海軍の軍人・軍属にとっては、毎日3回食事の前に聞いていたメロディーですから、食事の際のBGMともいえそうです。それに対して出願人が創作したメロディーであれば、BGMとは捉えにくいと考えられます）。

その一方、正露丸のCMで50年以上もこのメロディーが使用されている事実もあり、似たようなCMもないことから、このラッパのメロディーから正露丸を思い浮かべる方も多く、商品役務識別力があると捉えることもできます（むしろ、旧日本陸海軍の信号ラッパであると知っている方は現在では極少数でしょう）。指定商品は、出願後に2回補正されており、薬剤→薬剤（農薬に当たるものを除く。）→胃腸薬と減縮されています。正露丸（セイロガン）のCMにだけ使用されてきたので、指定商品を減縮した上で商標法3条2項の適用を主張したようです。識別性を有することの証拠として、消費者への認知度アンケート調査結果等、大量の証拠書類を提出し、約2年半の審査期間を経てようやく登録されました。このことから、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等）のみからなる音商標の場合、自ら創作した音商標でなければまず登録は極めて困難であることが予想されます。

2) ホログラム標：商標登録第5804315号

【登録商標】



1



2

【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標は、見る角度により表示される色彩が変わるホログラム商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。正面から見たときは図1に示すとおり、傾けた角度によっては図2に示すとおりである。

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第36類 ギフトカードの発行及びこれに関する情報の提供

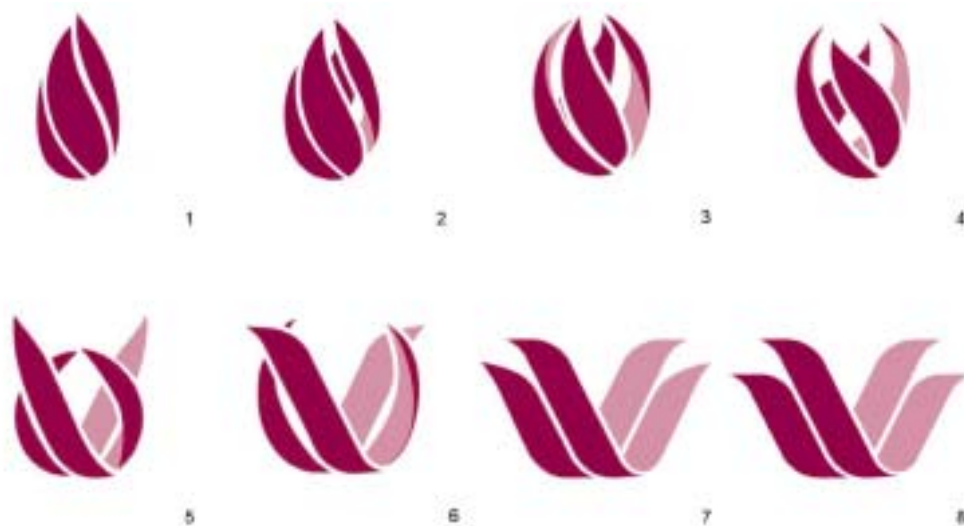
【商標権者】

【氏名又は名称】 三井住友カード株式会社

ホログラム商標の場合には、願書に【商標の詳細な説明】を記載し、見る角度によって変化して見える文字や図形等について説明する必要があります。上記登録例では、正面から見たときには左図「1」のように見えますが、正面以外から見たときには右図「2」のように上側が明るく、カラフルに見えるホログラムとなっています。なお、標章の変化の前後の状態が確認できない場合には、ホログラム商標として認められないことが商標審査基準に記載されています。この場合、商標法3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとされます（商標審査基準）。

3) 動き商標：商標登録第5804316号

【登録商標】



【商標の詳細な説明】 商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。商標は1から8の順に変化していき、最初はつぼみ状であった図形が、花が開くように徐々に展開し、最終的に二本のリボン状の図形からなる「花」又は欧文字の「W」をモチーフにした図形へと変化する。この動き商標は、全体として約1.5秒間である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第25類 被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴

【商標権者】

【氏名又は名称】 株式会社ワコール

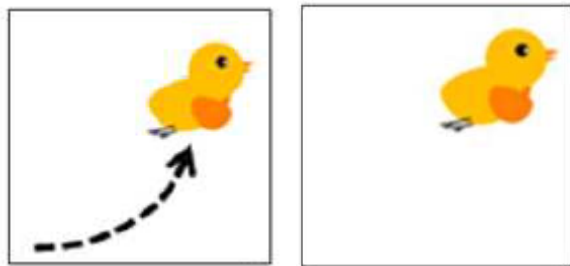
この動き商標では、テレビCMの画面に映し出される動画であり、つぼみが徐々に開いて、「W」の形態となります。この商標権者は、「8」番の図形と「Wacoal」の文字とを組み合わせた商標について商標登録を受けていましたが、新たに動き商標として図形部分

の変化についても商標権を取得することができました。

なお、動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から動き商標と認められない場合には、商標法3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものと取り扱われます（商標審査基準）。

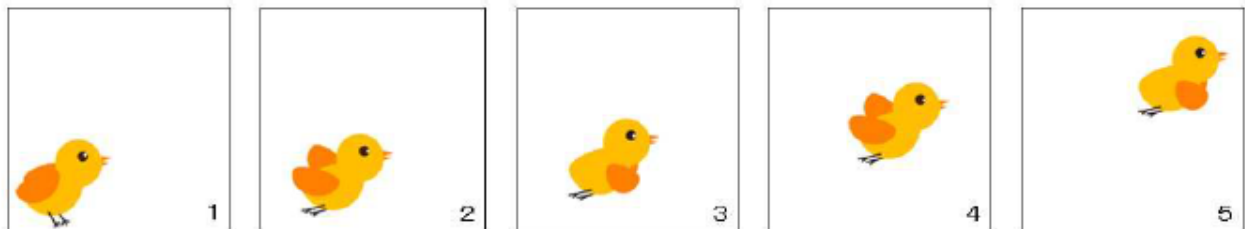
上記登録例では、複数の図面から動き商標が特定されますが、商標が1枚の図面で示されていても、願書に記載された商標及び【商標の詳細な説明】から動き商標であることが確認できれば、動き商標として認められます。例えば、以下の2枚の図面のうち、A図には指示線が描かれているため、ヒヨコが左下から右上へとカーブを描きながら上昇する動きを把握することができます。すなわち、A図は5枚の図面からなるC図と実質的に等価であるといえます（A図では、C図のように羽根の羽ばたきが描かれていません。羽ばたき方に特徴があれば、A図ではなくC図のように商標を特定した方が無難といえるでしょう）。

一方、B図では指示線が描かれていないため、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できませんので、動き商標とは認められません（どちらも、商標審査基準に記載されている例です）。



(A)

(B)



(C)